



令和7年度  
「ボランティア団体活動支援助成事業」

関係書類・諸様式集

応募期間

2025年2月3日（月）～2月28日（金）

主催：うるま市社会福祉協議会  
うるま市ボランティアセンター

赤い羽根共同募金配分金事業

## うるま市ボランティア団体活動支援助成事業実施要綱

(目的)

**第1条** 地域の課題解決に向け、一層の充実や継続が必要な活動、先駆的でユニークな活動・調査研究を行っているボランティア活動団体に対して助成を行い、市内のボランティア活動の活性化、地域福祉の発展に寄与することを目的に実施する。

(主催)

**第2条** 社会福祉法人うるま市社会福祉協議会 うるま市ボランティアセンター

(後援)

**第3条** 沖縄県共同募金会うるま市共同募金委員会

(助成金対象)

**第4条** うるま市内で活動を行っているボランティア団体。尚、個人は除く。また、うるま市ボランティアセンターへのボランティア登録を前提とする。

本会が実施する他の助成事業の対象となる活動については、助成対象外とする。

(助成期間)

**第5条** 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(助成金額)

**第6条** 当年度予算の範囲内で定額助成とし、以下の2つのコースを設ける。(共同募金配分金)

(1) 3万円コース

(2) 10万円コース(1年以上の活動実績がある団体であること。)

(申込み方法)

**第7条** 所定の申込書及び計画書、公開プレゼンテーション配布用資料をうるま市社会福祉協議会に提出する。3万円コースへの応募に関しては申込書及び計画書のみ提出とする

(選考方法・基準)

**第8条** 書類選考及び公開プレゼンテーション、下記の基準を総合的に見て審査を行う。

3万円コースは書類審査のみで決定します。

必要性：地域の課題解決に向けた取り組みであること

波及性：事業の実施をきっかけにボランティア活動が活性化し、一般市民への活動の広がりが期待できること

創意工夫：先駆的、ユニークな企画であること

自立性：団体の自発的な活動であり、地域人材や地域資源の活用があること

実現性：応募内容の計画が、実現可能な企画であること

(選考委員会)

**第9条** 選考委員会

(1) 選考委員会の設置

①選考委員若干名を社協関係者、教育関係者、行政関係者、企業、関係機関団体から選出し社協会長が委嘱する。

②選考委員会に委員長を置き、社協関係者から選出された者を以って充てる。

③選考委員会は、委員長が召集し議長となる。

④選考委員の費用弁償は、別に定める。

(2) 選考委員会の役割

提出された申込書及び計画書を基に選考基準により審査する。

(交付決定)

**第10条** 社会福祉法人うるま市社会福祉協議会助成金交付規程により、審査結果を基に会長が適当と認めた団体に対し、助成金の交付を決定する。

(事業報告)

**第11条** 活動終了後速やかに報告書を提出すること。なお、助成終了後、活動の報告会を開催する。

(申込み・問い合わせ先)

**第12条** 〒904-2214 うるま市安慶名一丁目8番1号 市健康福祉センターうるみん2F  
うるま市社会福祉協議会 TEL 973-5459

附 則

この要綱は、平成18年1月13日から施行し、平成17年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日より施行する。

# うるま市ボランティア団体活動支援助成金交付要領

1. ボランティア活動団体への交付金額は、次のコースを設ける。
  - (1) 3万円コース
  - (2) 10万円コース（1年以上の活動実績がある団体であること）
2. 助成決定を受けたボランティア活動団体は、助成申請書（様式第2号）を社協へ提出し申請する。
3. この助成金は、決定を受けたボランティア活動団体のボランティア活動並びに活動推進に対する助成金として交付する。
4. この助成金の用途については、決定を受けたボランティア活動団体の活動計画の範囲とし、本事業の主旨に反しない限り特に制約をしないが、下記のようなものへの支出は対象外とする。
  - ・バス賃、燃料代等の実際にかかった交通費実費以外の旅費
  - ・寄付金、お見舞金、奉納金
  - ・ボランティア活動保険加入費
  - ・アルコール飲料
  - ・施設訪問活動での施設への差し入れ購入費。ただし、手作りの材料代としての使用は可。
  - ・ボランティア活動を目的としない研修や交流会費用及び参加費
  - ・団体会員への謝礼金。ただし、外部講師への謝礼金は可。
5. この助成金を受けたボランティア活動団体は、その年度の3月末日までに年間の活動概況として実績報告書（様式第3号）、実施報告書1（様式第3-1号）、実施報告書2（様式第3-2号）、団体活動記録（様式第3-3）、助成金支払証明書（様式第3-4号）、（領収書綴り）助成金使途領収書コピー（様式第3-5号）、を社協へ提出するものとする。

## お問い合わせ先・連絡先

### ◆社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会

〒904-2214

うるま市安慶名一丁目8番1番地 うるま市健康福祉センターうるみん2F

TEL 098-973-5459

FAX 098-974-5306

